

群馬大学大学院共通科目の授業担当教員の適格審査要項

令和 5. 4. 1 制定

改正 令和 6.10. 1

(趣旨)

第1 この要項は、大学院共通科目（大学院以外の組織が開講するものに限る。以下同じ。）を新たに担当する授業担当教員の適格審査について必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において「大学院以外の組織」とは、群馬大学学則に定める附置研究所、総合情報メディアセンター、各機構、学内共同教育研究施設、ダイバーシティ推進センターの大学院以外の組織をいう。

(判定基準)

第3 大学院共通科目の授業担当教員の適格審査の判定基準は、次の各号のいずれかとする。

(1) 博士の学位を有し、次項の教育研究上の業績を満たしていること。

(2) 教育研究上の業績が、前号に準ずると認められること。

2 教育研究上の業績の基準は、担当の専門分野において、公表された著書及び原著学術論文の総数が5編以上（過去5年以内に発表されたものが2編以上）とする。

(手続)

第4 大学院共通科目の授業担当教員の適格審査の申請を希望する大学院以外の組織の長は、別紙申請書を、各大学院以外の組織の運営委員会等の審査を経て、大学教育・学生支援機構長に提出する。

2 大学院共通科目の授業担当教員の適格審査は、大学教育センター大学院教務委員会において行う。

(要項の改廃)

第5 この要項の改廃は、大学教育センター大学院教務委員会の議を経て、大学教育・学生支援機構長が行う。

(雑 則)

第6 大学院共通科目は、修士課程相当として取り扱う。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年10月1日から施行する。

大学教育・学生支援機構長 殿

大学院以外の組織の長
(公印省略)

大学院共通科目の授業担当教員の適格審査について（申請）

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 教員名等

授業担当教員名	
職 位	
保 有 学 位	
授 業 科 目 名	

2 運営委員会等における審査状況

審 査 し た 委 員 会 等 名	
判 定 結 果	

※「判定結果」欄の記載例：担当の専門分野（〇〇学）の教育研究上の業績が、著書〇冊、原著学術論文〇編を有しており・・・であることから大学院共通科目の授業担当教員として適格であると判定した。

（留意事項）

- ・教員個人調書（履歴書及び教育研究業績書）を併せて提出してください。
- ・既に「いずれかの研究科等において授業担当教員として適格と判定されている場合」は申請不要です。